

国民健康保険制度が 変わりました

平成30年4月から
府との共同運営に



なぜ府と共同運営をするの？

安定的な運営を図るためです。

国保制度は、国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「被保険者の高齢化により一人当たりの医療費が高い」「被保険者に所得の低い人が多く保険料の負担が重い」「小規模な市町村では運営が不安定になりやすく、財政赤字の市町村も多数存在する」という課題を抱えています。

そこで、こうした課題を解消するため、これまで市町村単位で行っていた財政運営を都道府県単位に拡大することで、国保の安定的かつ持続可能な運営を図ることになりました。



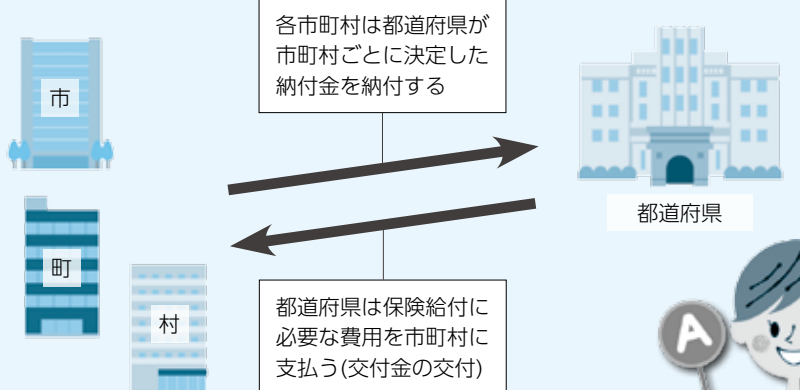
共同運営になるとどうなるの？

次のような流れで運営を行います。

- 1 運営に必要なお金を、市町村が納付金として都道府県に納めます。
- 2 都道府県は医療費水準や所得水準などを基に市町村ごとの納付金を決定。併せて市町村ごとの標準保険料率*を示します。
- 3 市町村は都道府県が示す標準保険料率を参考に、保険料率を決定します。
- 4 市町村が負担する医療費(保険給付金)は、都道府県が全額市町村に保険給付等交付金として支払います。

*大阪府の場合、標準保険料率は府内で統一されています。

制度イメージ



国民健康保険(以下、国保)は、いつ起こるか分からない病気やけがに備えて加入者が保険料を出し合い、安心して適切な医療が受けられるよう、みんなで支え合う制度です。国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、これまでの市町村に加え、都道府県も国保を担うことになりました。

☆問合せ 健康保険課

TEL 924-8534 FAX 923-2935



わたしたち(被保険者)にはどんな影響があるの？

「変わること」と「変わらないこと」があります。

変わること

■保険料率や減免基準

同じ都道府県内なら、どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率や保険料減免の基準などが統一されます。

なお、6年間の経過措置が設けられているため、本市においては平成30年度の保険料率の算定方法や減免基準に変更はありません。

■被保険者証の様式

平成30年度以降の一斉更新（本市は平成31年11月に実施）から、新しい被保険者証には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

なお、**交付済みの被保険者証については、有効期限まで引き続き使用できます。**

■「医療費のお知らせ」の送付月

今年度初回の送付が5月から7月になります。本通知を医療費控除に使用する場合は原本の添付が必要なので、大切に保管しておいてください。

■高額医療費の多数回該当の算定方法

同じ都道府県内なら転居をしても、転居前と同じ世帯であると認められた場合、高額療養費の多数回該当*が通算されるようになりました（平成30年4月以降に発生したものに限る）。

※過去12カ月間で高額医療費の対象が4回以上となった場合、4回目から自己負担額が引き上げられる制度。

変わらないこと

■各種手続きの窓口

各種手続きは今までどおり市役所が窓口です。人間ドックの費用助成、特定健診、特定保健指導などの保健事業も市が実施します。

■医療機関のかかり方

病院などで受診するときの被保険者証の使い方や負担割合はこれまでと変わりません。



国民健康保険料通知書を 6月15日に発送しました

発送後2週間程度は、問合せや相談などで窓口や電話が大変混雑しますので、ご了承ください。

■賦課限度額（保険料率は通知書に記載）

医療保険分…58万円 後期高齢者支援金等分…19万円
介護保険分…16万円

■特別徴収（年金から天引き）の人

4月・6月・8月の天引き額は4月3日に発送した「仮徴収額決定通知書」に、10月・12月・来年2月の天引き額は、7月中旬に発送する「国民健康保険料通知書」に記載しています。

■納付には便利な口座振替を

保険料通知書（または保険証）、同封の申込書、通帳、届出印を持参の上、金融機関または健康保険課で手続きしてください。